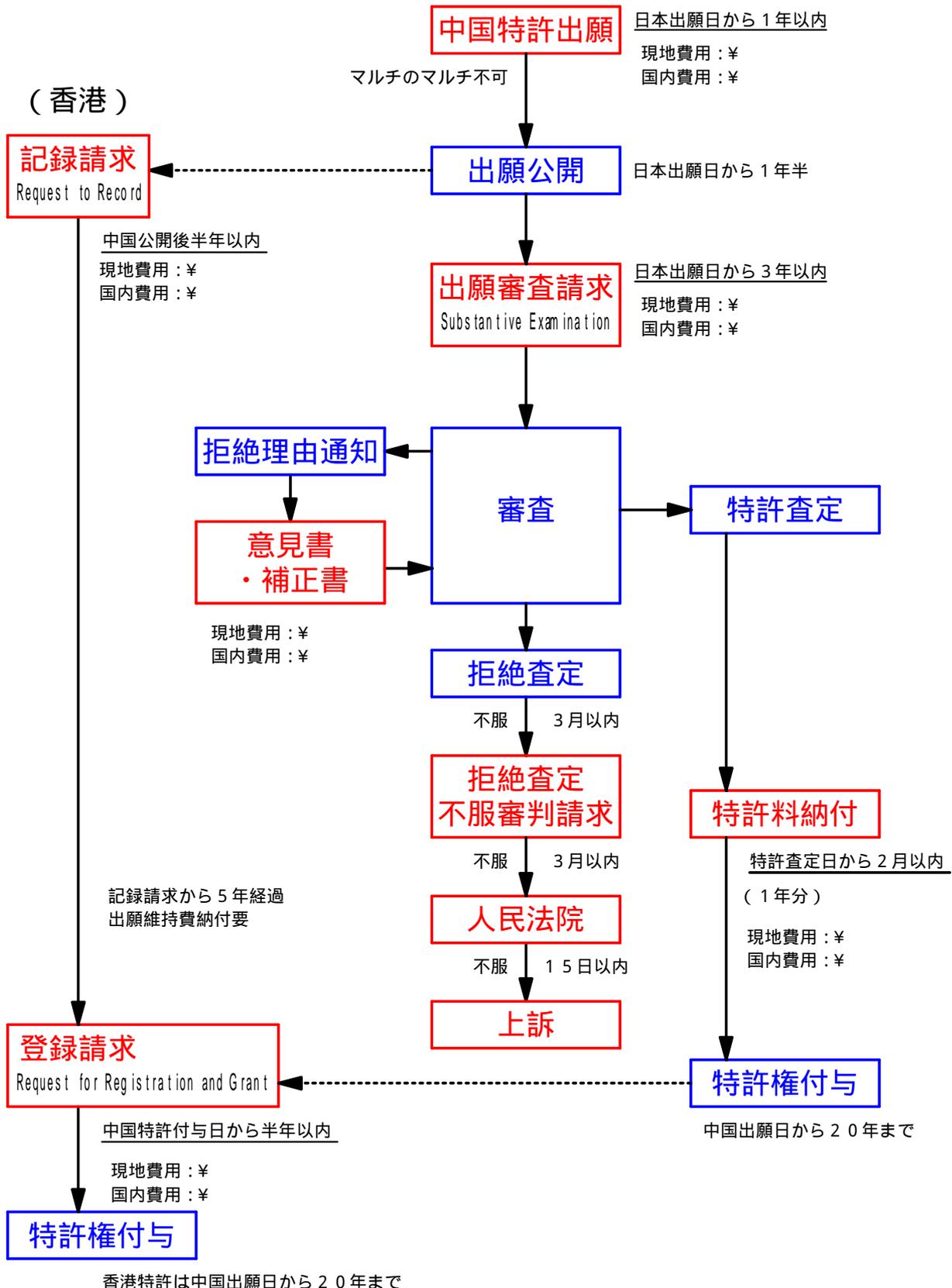


# 中国特許手続（香港含）

平成29（2017）年4月1日現在

優先権証明書  
Digital Access Serviceで省略可  
委任状



(注) 特許権の維持には毎年特許料の納付が必要です。第2年目以降の特許料は漸次増額します。中国と香港に早期審査制度はありません。

青枠：現地特許庁の手続です。

赤枠：出願人の手続です。この手続には国内費用と現地費用の両方が発生します。なお、費用は改正されることがあります。